

（車両総重量）

第四条 自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距 (メートル)	車両総重量 (トン)
	一 セミトレーラ以外の自動車	五・五未満
五・五以上七未満		二十二（長さが九メートル未満の自動車にあつては、二十）
七以上		二十五（長さが九メートル未満の自動車にあつては二十、長さが九メートル以上十一メートル未満の自動車にあつては二十二）
二 セミトレーラ	五未満	二十
	五以上七未満	二十二
	七以上八未満	二十四
	八以上九・五未満	二十六
	九・五以上	二十八